

堺市公報 第294号	令和5年12月22日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則 【健康福祉局保健所動物指導センター】	2
<告示>	
○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について 【財政局税務部税制課】	5
○堺市指定文化財の指定について 【文化観光局歴史遺産活用部文化財課】	5
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	11
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	12
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	12
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について	

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	13
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	13
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	14
○道路整備特別措置法に基づく府道の区域変更について	
【建設局土木部路政課】	15
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	16
<公告>	
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	18
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	18
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	25
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	25
○都市公園の開設に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	26
○都市公園の廃止に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	29
<消防局公告>	
○指定催しの指定について	
【消防局予防部予防査察課】	32

規 則

堺市動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第81号

堺市動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

堺市動物の愛護及び管理に関する規則（平成18年規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「第35条第3項又は」を「第35条第3項において準用する同条第1項本文又は同法」に改め、「**印**」を削る。

様式第5号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第6号中「堺市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」を「堺市動物の愛護及び管理に関する規則」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市動物の愛護及び管理に関する規則の様式に関する規定（様式第5号及び様式第6号に限る。）により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市動物の愛護及び管理に関する規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第5号（第10条関係）

堺市収容動物返還申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）
 氏名（名称）
 （代表者氏名）
 電話番号

次の規定により引き取られ、又は収容された下記の動物を引き取りたいので、堺市動物の愛護及び管理に関する規則第10条の規定により申請します。

- 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項において準用する同条第1項本文
- 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項

記

動物		種類	
毛色等		性別	
名		年齢	
大きさ		その他の特徴	

注意 申請者（法人にあつては、その代表者）が自署しない場合は、記名押印をしてください。

告 示

堺市告示第456号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条第2項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第17条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

法人の名称及び所在地	指定年月日（対象となる寄附金）
独立行政法人 国立文化財機構 東京都台東区上野公園13番9号	令和5年11月30日 （令和5年1月1日以後に支出された寄附金）

堺市告示第457号

堺市文化財保護条例（平成3年条例第5号）第4条第1項及び第33条第1項の規定に基づき、次の文化財を堺市指定有形文化財に指定し、及び堺市指定名勝に追加指定したので、同条例第4条第3項（同条例第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

堺市指定文化財

名称（種別）	員数	所在地
芝辻理右衛門家文書 （有形文化財）	107点	堺区百舌鳥夕雲町2丁

片桐棲龍堂庭園（玄関前庭） （名勝）	—	堺区西湊町3丁目1-16の一部34.56㎡
-----------------------	---	-----------------------

堺市告示第458号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

丸一鋼管株式会社

大阪市中央区難波5丁目1番60号 なんばスカイオ29階

代表取締役社長 吉村 貴典

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

丸一鋼管株式会社 堺工場

堺市西区石津西町16番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 第65 酸又はアルカリ
による表面処理施設 3基

イ 能力

別表のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数及び最大の値

別表のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数及び最大の量

別表のとおり

2 縦覧の場所及び期間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和5年12月22日から令和6年1月12日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表

種類			8-1 4号機 洗浄昇温ブース		8-2 5号機 洗浄昇温ブース	
能力			炭素鋼鋼管 91t/日		炭素鋼鋼管 46t/日	
工事着手予定年月日			許可後		許可後	
工事完成予定年月日			許可後		許可後	
使用開始予定年月日			許可後		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間			8時から16時50分まで 7時間50分		8時から16時50分まで 7時間50分	
使用時間の季節的変動			なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	pH	—	8	8.5	8	8.5
	ほう素	mg/l	1.55	1.55	1.55	1.55
	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	ND	ND	ND	ND
	六価クロム化合物	mg/l	ND	ND	ND	ND
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量			0.027	0.027	0.027	0.027

種類			8-3 6号機 洗浄昇温ブース	
能力			炭素鋼鋼管 23t/日	
工事着手予定年月日			許可後	
工事完成予定年月日			許可後	
使用開始予定年月日			許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間			8時から16時50分まで 7時間50分	
使用時間の季節的変動			なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	pH	—	8	8.5
	ほう素	mg/l	1.55	1.55
	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	ND	ND
	六価クロム化合物	mg/l	ND	ND
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量			0.027	0.027

~~~~~

## 堺市告示第459号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名            | 事業内容   | 事業所名        | 事業所所在地                      | 指定年月日     |
|----------------|--------|-------------|-----------------------------|-----------|
| NPO法人バーナビーカレッジ | 就労定着支援 | バーナビーカレッジ   | 大阪府堺市北区蔵前町二丁15-32           | 令和5年12月1日 |
| 一般社団法人桂        | 居宅介護   | 支援センターぶらいと  | 大阪府堺市西区鳳中町三丁75番4号 フレンテ鳳101  | 令和5年12月1日 |
| 一般社団法人桂        | 重度訪問介護 | 支援センターぶらいと  | 大阪府堺市西区鳳中町三丁75番4号 フレンテ鳳101  | 令和5年12月1日 |
| 株式会社GR         | 居宅介護   | GR訪問介護      | 大阪府堺市中区土師町四丁25-9            | 令和5年12月1日 |
| 株式会社GR         | 重度訪問介護 | GR訪問介護      | 大阪府堺市中区土師町四丁25-9            | 令和5年12月1日 |
| 株式会社GR         | 同行援護   | GR訪問介護      | 大阪府堺市中区土師町四丁25-9            | 令和5年12月1日 |
| 株式会社TTD        | 居宅介護   | 訪問介護オレンジ    | 大阪府堺市中区東八田34-5 ベルフルール107号   | 令和5年12月1日 |
| 株式会社TTD        | 重度訪問介護 | 訪問介護オレンジ    | 大阪府堺市中区東八田34-5 ベルフルール107号   | 令和5年12月1日 |
| 株式会社エタニティライフ   | 生活介護   | かふえら・くーら式番館 | 大阪府堺市北区東浅香山町三丁15-15 1階101号室 | 令和5年12月1日 |

|                  |            |                |                                 |           |
|------------------|------------|----------------|---------------------------------|-----------|
| 株式会社オールアッセン      | 就労継続支援(B型) | y o u a n d    | 大阪府堺市北区船堂町二丁5番12号               | 令和5年12月1日 |
| 合同会社Chelumchcot. | 居宅介護       | みんなる介護         | 大阪府堺市西区浜寺石津町中三丁15番19号 さくらビル2F号室 | 令和5年12月1日 |
| 合同会社Chelumchcot. | 重度訪問介護     | みんなる介護         | 大阪府堺市西区浜寺石津町中三丁15番19号 さくらビル2F号室 | 令和5年12月1日 |
| 合同会社ひまわり         | 就労継続支援(A型) | 就労継続支援やしの樹     | 大阪府堺市中区八田西町二丁13-17              | 令和5年12月1日 |
| 有限会社VIVO         | 短期入所       | VIVO HOUSE コプラ | 大阪府堺市東区日置荘北町二丁2-26              | 令和5年12月1日 |

## 堺市告示第460号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和5年12月22日

堺市長 永藤英機

| 法人名    | 事業内容   | 事業所名        | 事業所所在地           | 指定年月日     |
|--------|--------|-------------|------------------|-----------|
| 株式会社GR | 計画相談支援 | ジーアール介護センター | 大阪府堺市中区土師町四丁25-9 | 令和5年12月1日 |

## 堺市告示第461号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名              | 事業内容       | 事業所名        | 事業所所在地              | 廃止年月日      |
|------------------|------------|-------------|---------------------|------------|
| 一般社団法人May Lily   | 就労継続支援（B型） | a d a p t   | 大阪府堺市東区日置荘原寺町409番地1 | 令和5年9月30日  |
| 合資会社パラメディカル      | 同行援護       | 愛の手         | 大阪府堺市堺区香ヶ丘町四丁1番15号  | 令和5年9月30日  |
| 特定非営利活動法人グリーンレスト | 居宅介護       | ジーアール介護センター | 大阪府堺市中区土師町四丁25-9    | 令和5年11月30日 |
| 特定非営利活動法人グリーンレスト | 重度訪問介護     | ジーアール介護センター | 大阪府堺市中区土師町四丁25-9    | 令和5年11月30日 |
| 特定非営利活動法人グリーンレスト | 同行援護       | ジーアール介護センター | 大阪府堺市中区土師町四丁25-9    | 令和5年11月30日 |

堺市告示第462号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名              | 事業内容   | 事業所名        | 事業所所在地           | 廃止年月日      |
|------------------|--------|-------------|------------------|------------|
| 特定非営利活動法人グリーンレスト | 計画相談支援 | ジーアール介護センター | 大阪府堺市中区土師町四丁25-9 | 令和5年11月30日 |

## 堺市告示第463号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年12月22日

堺市長 永藤英機

| 法人名          | 事業内容       | 事業所名      | 事業所所在地                  | 指定年月日     |
|--------------|------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 株式会社ISSA     | 児童発達支援     | 運動療育スプラウト | 大阪府堺市北区百舌鳥梅北町五丁422番3-1F | 令和5年12月1日 |
| 株式会社ISSA     | 放課後等デイサービス | 運動療育スプラウト | 大阪府堺市北区百舌鳥梅北町五丁422番3-1F | 令和5年12月1日 |
| 株式会社ルフトヴァッサー | 児童発達支援     | フレンズ石津    | 大阪府堺市西区浜寺石津町東二丁9-15     | 令和5年12月1日 |

## 堺市告示第464号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名    | 事業内容    | 事業所名        | 事業所所在地           | 指定年月日     |
|--------|---------|-------------|------------------|-----------|
| 株式会社GR | 障害児相談支援 | ジーアール介護センター | 大阪府堺市中区土師町四丁25-9 | 令和5年12月1日 |

## 堺市告示第465号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名              | 事業内容    | 事業所名        | 事業所所在地           | 廃止年月日      |
|------------------|---------|-------------|------------------|------------|
| 特定非営利活動法人グリーンレスト | 障害児相談支援 | ジーアール介護センター | 大阪府堺市中区土師町四丁25-9 | 令和5年11月30日 |

## 堺市告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名           | 医療機関所在地                             | 種別   | 指定年月日     |
|-----------------|-------------------------------------|------|-----------|
| しろくま薬局 初芝店      | 堺市東区野尻町325-5                        | 薬局   | 令和5年12月1日 |
| スギ薬局 在宅調剤センター堺店 | 堺市中区堀上町123番地1<br>サンヴィレッジ上野ビル5<br>1階 | 薬局   | 令和5年12月1日 |
| スマイル薬局 御陵店      | 堺市堺区大仙西町5丁132の<br>12 いずみハイツ102号     | 薬局   | 令和5年12月1日 |
| 栄友社訪問看護ステーション   | 堺市南区若松台2丁1番4-<br>108号               | 訪問看護 | 令和5年12月1日 |
| 三ツ矢訪問看護ステーション   | 堺市東区菩提町3丁5番地1<br>マンションクレール102号      | 訪問看護 | 令和5年12月1日 |
| ライト訪問看護ステーション   | 堺市堺区南花田口町1丁3番<br>7号 りあん堺東ビル2階       | 訪問看護 | 令和5年12月1日 |

堺市告示第467号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

| 氏名    | 診療科   | 指定科目        | 医療機関の名称                | 所在地                     | 指定年月日         |
|-------|-------|-------------|------------------------|-------------------------|---------------|
| 石田 大輔 | 呼吸器外科 | 呼吸器機能<br>障害 | 独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院 | 堺市北区長<br>曾根町1179<br>番地3 | 令和5年12月<br>1日 |
| 上田 昌美 | 脳神経内科 | 肢体不自由       | 医療法人吉田ク                | 堺市中区深                   | 令和5年12月       |

|        |            |              |                                |                 |           |
|--------|------------|--------------|--------------------------------|-----------------|-----------|
|        |            |              | リニック ホームケアクリニック堺               | 井沢町3288-4F      | 1日        |
| 大西 隆   | 整形外科       | 肢体不自由        | 医療法人若葉会 堺若葉会病院                 | 堺市北区新金岡町4丁1-7   | 令和5年12月1日 |
| 小野 仁之  | リハビリテーション科 | 肢体不自由        | 医療法人こうじょう会 アクティブリハビリテーションクリニック | 堺市北区南花田町1692番地2 | 令和5年12月1日 |
| 佐々木 麻帆 | 外科         | ぼうこう又は直腸機能障害 | 公益財団法人 浅香山病院                   | 堺市堺区今池町3丁3番16号  | 令和5年12月1日 |

堺市告示第468号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第8条第1項第9号の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が堺市に代わって、令和5年10月28日付けで、次のとおり道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により告示する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 大阪府道高速大阪堺線
- 3 敷地の幅員及びその延長
 

|    |   |         |   |         |
|----|---|---------|---|---------|
| 幅員 | 旧 | 28.99 m | ～ | 39.96 m |
|    | 新 | 33.31 m | ～ | 44.83 m |
| 延長 |   | 17.15 m |   |         |

- 4 区域変更の区間 堺区並松町29番2地先 から  
堺区七道東町124番98地先 まで

~~~~~

堺市告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
浜寺諏訪森中3号線	西区浜寺諏訪森町中2丁171番1地先	旧	1.87	7.25	ハ0198
			2.30		
	西区浜寺諏訪森町中2丁171番1地先	新	3.20	7.25	
			3.23		

公 告

堺市公告第732号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和5年度第4四半期の利用料金

メニュー	料金	期間
1 にゃんこピザ作り	1,300円	1月～3月
2 ソーセージロール作り	1,200円	1月～3月
3 いちご収穫体験&いちごパフェ作り	1,900円	1月～3月
4 いちご収穫体験&いちごパイ作り	2,100円	1月
5 フルーツパイ作り	1,300円	1月
6 簡単に作れるパン作り	1,100円	1月～3月
7 いちご収穫体験&いちごカップケーキ作り	2,100円	2月
8 フルーツカップケーキ作り	1,300円	2月
9 いちご収穫体験&いちごタルト作り	2,100円	3月
10 フルーツタルト作り	1,300円	3月

堺市公告第733号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

令和5年度 第9号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和5年12月7日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)			利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法	
堺市南区檜尾13番	山本 光治	南区檜尾	4005-1	畑	744	堺市南区檜尾30番地5	山本 英臣	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年1月1日	令和8年12月31日	-	-	
堺市南区豊田10番地28番地	東野 新二	南区豊田	773	田	1,209	堺市中区深阪1丁目2番14-201号	源田 静香	使用貸借による権利	田として利用	令和6年1月1日	令和8年12月31日	-	-	
堺市東区高松5番地	阪口 茂樹	東区北野田	690 692	田 田	859 400	堺市東区草尾36番地3	光田 和代	使用貸借による権利	田として利用	令和6年2月1日	令和10年1月31日	-	-	
堺市北区金岡町759番地	橋本 保	東区石原町1丁目	85 86	田 田	651 452	堺市北区金岡町749番地	鍵 昌門	使用貸借による権利	田として利用	令和6年1月1日	令和8年12月31日	-	-	
堺市美原区さつき野西2丁目7番地19	佐々木 富士男	美原区菅生	941-1	田	1,015	河内長野市錦町30番16-201号	北井 春輔	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年1月1日	令和8年12月31日	-	-	
堺市南区梅394番地	吉田 裕史	南区豊田	1178	田	1,497	堺市南区豊田1177番地1	三宅 シズ子	使用貸借による権利	田として利用	令和6年2月1日	令和9年1月31日	-	-	
堺市南区高倉台1丁目15番2号	苅谷 由佳	南区大庭寺	202	田	1,256	堺市南区高倉台2丁目2番22号	浦野 洋嗣	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年2月1日	令和9年1月31日	-	-	
堺市南区茶山台2丁目2番7-209号	松尾 裕次	南区片蔵	869	田	628の内300	堺市南区片蔵82番地	中井 晴美	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年2月1日	令和9年1月31日	-	-	
堺市東区草尾11番地64番地	光田 裕次	東区草尾	628	畑	833	堺市東区草尾11番地2	小谷 守	賃貸借による権利	畑として利用	令和6年2月1日	令和9年1月31日	10,000	毎年末までに貸手宅へ持参	

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市中区新家町630番地1	松川 幸男	中区深井畑山町	36-1	畑	1,216	中区深井畑山町272番地1	山本 伸治	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年2月1日	令和9年1月31日	-	-
堺市美原区黒山229番地	奥野 嘉久	美原区黒山	577	田	975	大阪府八尾市龍華町1丁目4番1号-2311号	氏林 直克	使用貸借による権利	田として利用	令和6年2月1日	令和9年1月31日	-	-
堺市南区富蔵176番地1	北尻 芳孝	南区豊田	755-1	田	1,074	和歌山県和歌山市三葛397番地25	奥野 祥治	使用貸借による権利	田として利用	令和6年3月1日	令和9年2月28日	-	-
堺市南区富蔵176番地1	北尻 芳孝	南区豊田	983	田	1,120	堺市南区豊田879番地	中谷 鍊一	使用貸借による権利	田として利用	令和6年3月1日	令和9年2月28日	-	-
堺市南区富蔵176番地1	北尻 芳孝	南区豊田	921	田	386	堺市南区豊田890番地	大上 岩夫	使用貸借による権利	田として利用	令和6年3月1日	令和9年2月28日	-	-
			922	田	565								
			923	田	545								
堺市南区富蔵176番地1	北尻 芳孝	南区豊田	682	田	545	堺市南区豊田893番地1	大上 元一	使用貸借による権利	田として利用	令和6年3月1日	令和9年2月28日	-	-
堺市南区竹城台1丁目2番9-310号	相馬 努	西区太平寺	365-1	田	946	堺市南区片蔵709番地	中井 幸司	賃貸借による権利	畑として利用	令和6年2月1日	令和9年1月31日	10,000	毎年末までに貸手宅へ持参
			365-3	田	0.07								

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

堺市公告第734号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区鳳北町六丁339番12及び339番31から339番35まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿三丁目2番11号

住友林業ホームサービス株式会社

代表取締役 櫻井 清史

堺市公告第735号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区野遠町555番1及び555番2並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区北堀江一丁目1番18号

株式会社ムーンリバー

代表取締役 片岡 裕一

堺市公告第736号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	三宝さくら公園	堺市堺区南島町5丁174番1

2 区域

別紙のとおり

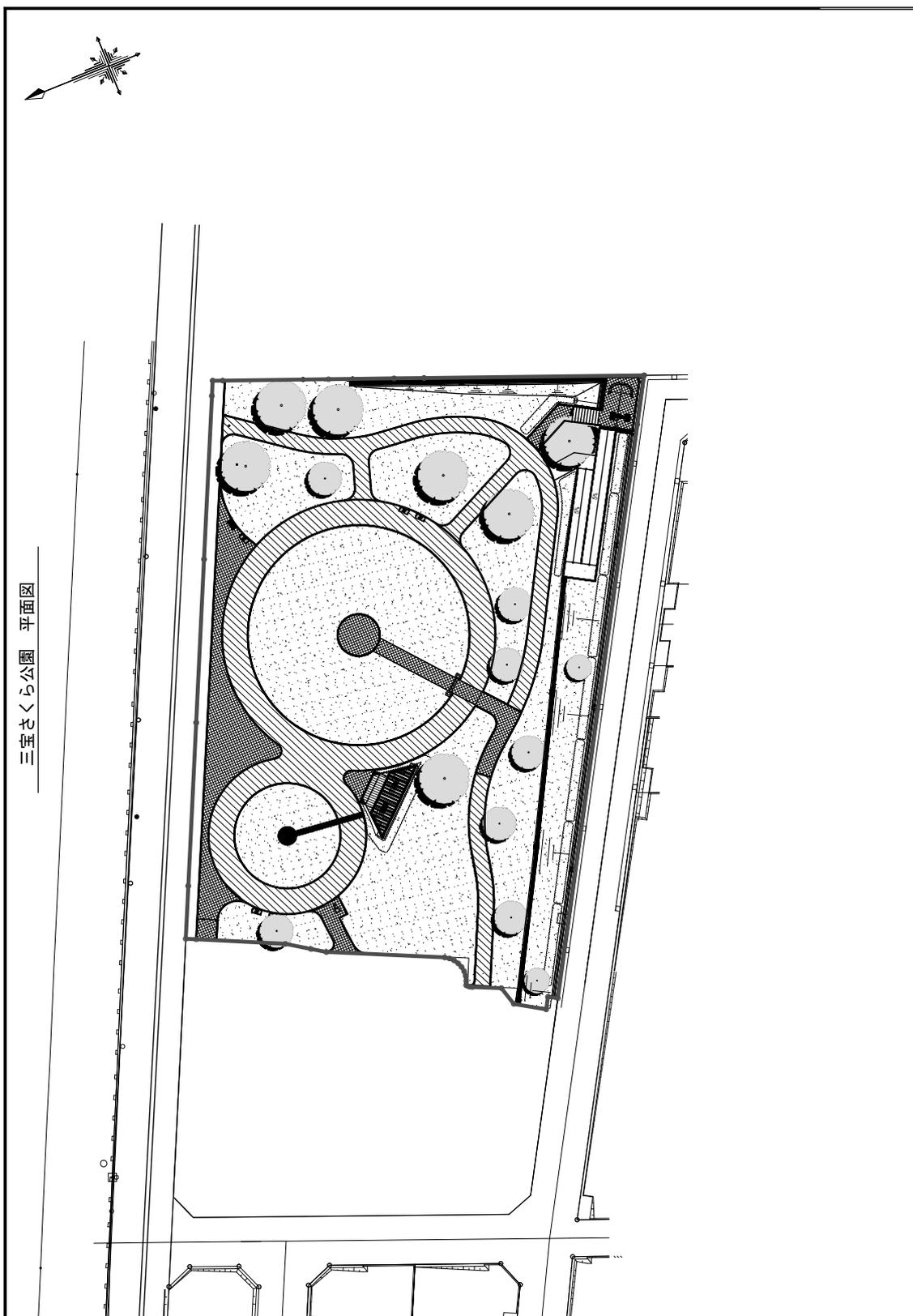
詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

令和5年12月25日

別紙





堺市公告第737号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定に基づき、都市公園の廃止について、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	遠里小野町けやき公園	堺市堺区遠里小野町1丁11-2

2 区域

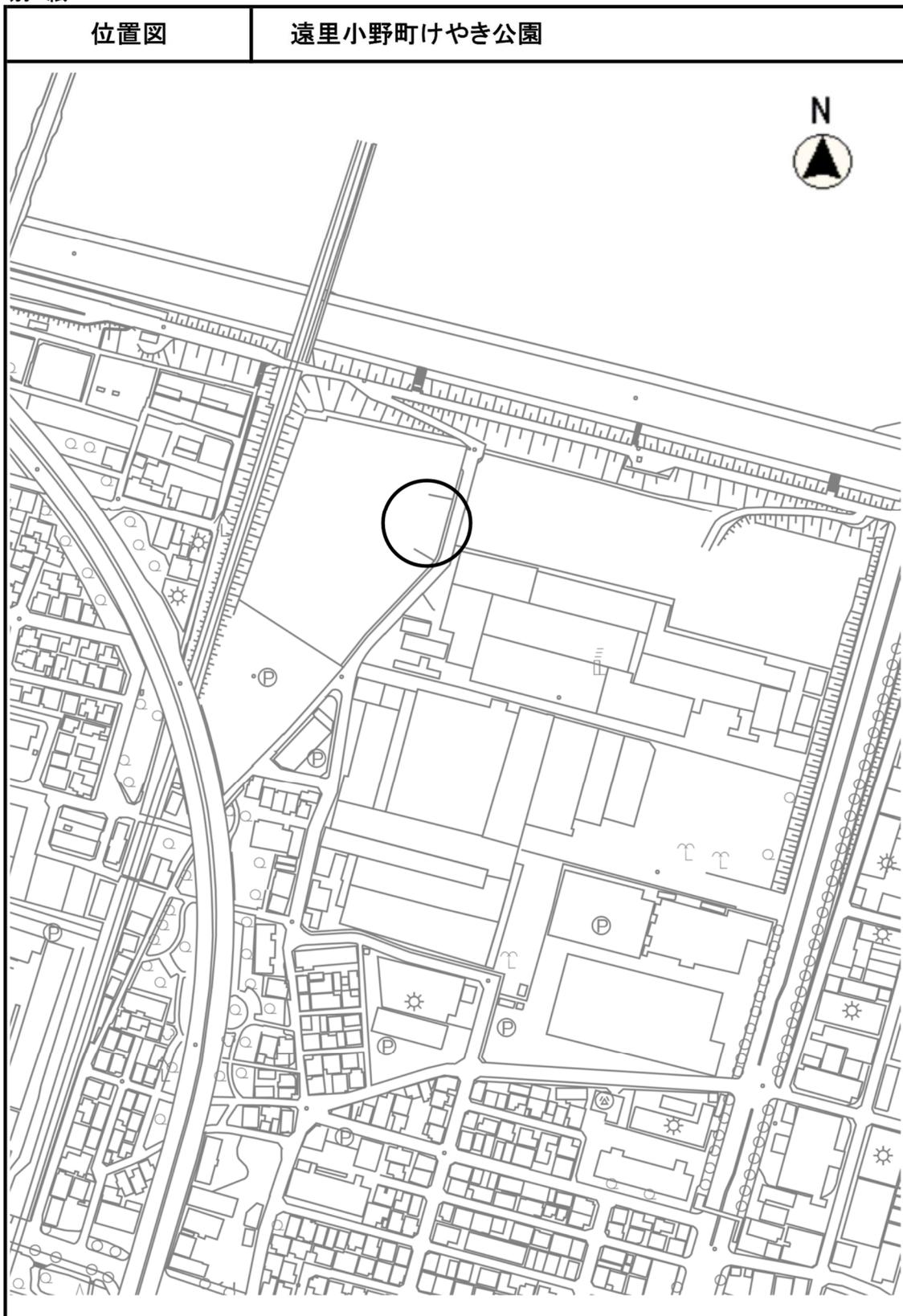
別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 廃止の日

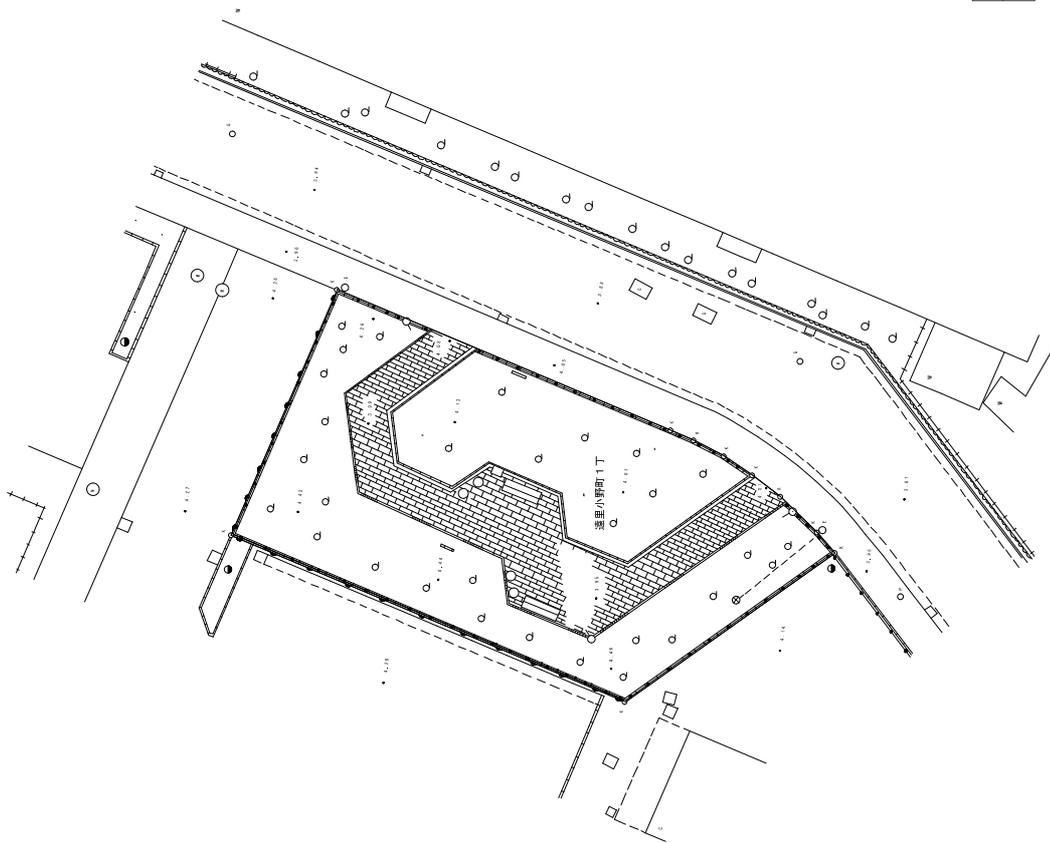
令和5年12月22日

別紙



400-0189

遠里小野町けやき公園・現況平面図



公園名	遠里小野町けやき公園
図名	公園平面図

計画機關 堺市建設局公園緑地部

平成 7 年 1 0 月 作成

消防局公告

堺市消防局公告第7号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年12月22日

堺市消防長 西尾 学

催しの名称	大鳥大社正月初詣
開催場所	堺市西区鳳北町1丁1番地2 大鳥大社境内
開催期間	令和5年12月31日（日）から令和6年1月5日（金）まで